

京都市教育委員会教育長訓令甲第1号

事務局

学 校

幼 稚 園

教育機関

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

平成26年4月14日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

別記第1（一般職に属する職員）の項に次の3号を加える。

(51) 配偶者同行休業を承認する場合

○年○月○日から○年○月○日まで配偶者に同行するため休業することを承認する。

(52) 配偶者同行休業の期間を延長する場合

配偶者同行休業の期間を○年○月○日まで延長する。

(53) 配偶者同行休業の承認を取り消す場合

配偶者同行休業の承認を取り消し、職務復帰を命ずる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)